

各都道府県知事 殿

消防庁長官
(公印省略)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱等の改正について（通知）

令和3年7月の静岡県熱海市土石流災害等近年の緊急消防援助隊の出動事案における対応を踏まえ、緊急消防援助隊の迅速な出動及び指揮等に関し、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成27年3月31日消防広第74号）（以下「要請要綱」という。）、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成16年3月26日消防震第19号）（以下「運用要綱」という。）について、下記のとおり改正しました。

貴職におかれましては、改正内容を御理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 緊急消防援助隊の迅速な出動関係

(1) 指揮支援部隊の迅速な出動（運用要綱第15条）

指揮支援部隊について、迅速な出動が必要であることから、統合機動部隊と同様に、長官の出動の求め又は指示後おおむね1時間以内に出動することを明確にした。

(2) 統合機動部隊の迅速な出動（要請要綱別記様式2-1、2-2、2-3、3-1、6-3、6-6）

統合機動部隊については、運用要綱第16条に基づき「長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動」することとされており、その徹底を図るため、別記様式において、統合機動部隊を緊急消防援助隊の出動の求め又は指示の対象となる部隊として明確にした。

(3) 統合機動部隊の柔軟な編成・運用（運用要綱第5条）

統合機動部隊については、災害種別に応じた柔軟な対応により、迅速な出動や情報収集等が求められていることから、運用要綱では基本的な編成を定めることにとどめ、都道府県が出動の目的に応じて、柔軟に編成、運用できることとした。

2 緊急消防援助隊の指揮関係

(1) 緊急消防援助隊の活動方針の検討、調整についての明確化（運用要綱第11条、第25条）

緊急消防援助隊が迅速・的確に活動するためには、緊急消防援助隊の災害現場における活動内容や活動スケジュールなどの活動方針を明確にして被災地消防本部や自衛隊、警察等の関係機関と調整を行うことが必要であることを踏まえ、指揮本部において緊急消防援助隊の活動方針を決定するとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部において関係機関と調整を行うことを明確にした。

(2) 指揮支援隊が出動しない場合の指揮支援部隊長の役割の明確化（運用要綱第24条、第25条）

令和3年2月の栃木県足利市林野火災のように、緊急消防援助隊の指揮支援隊や都道府県大隊の出動はなくとも、緊急消防援助隊や自衛隊の航空部隊や、都道府県内消防応援隊等が出動し、それらの連携、活動調整が必要な場合がある。そのような場合、指揮支援部隊長が任務に支障の無い範囲内で指揮支援隊長及び指揮支援本部長の役割も担い、都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の航空部隊、自衛隊等の他機関等の連携、活動調整を一元的に行うことを、運用要綱において明確にした。

(3) 動画や静止画による情報収集、指揮での活用の明確化（運用要綱第30条）

近年、情報通信に関する技術革新がめざましく、被害状況や活動状況等について、動画や静止画で情報収集を行うことが技術的に容易であり、迅速かつ的確な状況の把握に有効であるため、消防庁、指揮支援本部等による動画や静止画の積極的な情報収集及び情報共有を運用要綱において明確にした。

また、ドローン等により収集した動画や静止画の情報は、緊急消防援助隊の指揮を行う上で有効であるため、指揮本部等の指揮での活用を運用要綱において明確にした。

3 その他

(1) 第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊の変更（要請要綱別表C、D）

群馬県消防防災ヘリコプターの運航再開、及び愛知県が防災航空隊を廃止し、名古屋市に消防防災ヘリコプターの運航を委託したことに伴い、別表C（第一次出動航空小隊）及び別表D（出動準備航空小隊）についての所要の変更を行った。

添付資料

- 別添 1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（新旧対照表）
- 別添 2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（新旧対照表）
- 参考 1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
- 参考 2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

（全般的なこと）

消防庁 国民保護・防災部 防災課
広域応援室 計画係
鳥枝理事官・成田係長・山本（勝） 事務官
電 話 03-5253-7569
FAX 03-5253-7537
※電話番号及びFAX番号については、以下共通。
E-mail : k9.yamamoto@soumu.go.jp

（航空小隊関係）

消防庁 国民保護・防災部 防災課
広域応援室 航空企画係
奥田航空専門官・二瓶係長・栗山事務官
E-mail : h.kuriyama@soumu.go.jp

（統合機動部隊の出動関係等）

消防庁 国民保護・防災部 防災課
広域応援室 広域応援企画係
松菌補佐・三輪係長・下山事務官・藤林事務官
E-mail : t.shimoyama@soumu.go.jp

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（新旧対照表）

新

旧

別表C(第一次出動航空小隊) (第11条関係)

実務担当都道府県	第一次出動航空小隊									
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県 宮城県	岩手県 仙台市 秋田県	山形県 福島県 茨城県	栃木県 新潟県					
青森県	仙台市	宮城県	北海道 札幌市 秋田県	山形県 福島県 栃木県	新潟県					
岩手県	仙台市	青森県 宮城県	北海道 札幌市 秋田県	山形県 福島県 栃木県	新潟県					
宮城県	岩手県	山形県	青森県 秋田県 福島県 茨城県	栃木県 埼玉県 新潟県						
秋田県	仙台市	岩手県 宮城県	北海道 札幌市 青森県	山形県 福島県 栃木県	新潟県					
山形県	仙台市	岩手県 宮城県	青森県 秋田県 福島県 茨城県	栃木県 新潟県						
福島県	仙台市	宮城県 栃木県	岩手県 山形県 茨城県	埼玉県 東京都 新潟県						
茨城県	東京	栃木県 埼玉県	宮城県 福島県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 山梨県						
栃木県	東京	茨城県 埼玉県	宮城県 福島県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 山梨県						
埼玉県	東京	栃木県 埼玉県	茨城県 千葉県 横浜市 川崎市	新潟県 山梨県 長野県						
千葉県	東京	茨城県 埼玉県	栃木県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 山梨県 長野県 静岡県						
東京都	埼玉県	山梨県	茨城県 栃木県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 長野県 静岡県						
神奈川県	埼玉県	山梨県	茨城県 栃木県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 長野県 静岡県						
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県 宮城県	山形県 福島県 栃木県 茨城県	東京都 長野県 静岡県					
富山県	名古屋府	埼玉県	新潟県	東京都 山梨県 長野県 岐阜県 京都府						
石川県	名古屋府	埼玉県	富山県 福井県	長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 京都府						
福井県	京都府	富山県 滋賀県	石川県 岐阜県 静岡県	名古屋府 三重県 大阪府 神戸府						
山梨県	東京	埼玉県	静岡県 栃木県	横浜市 長野県 静岡県 浜松市						
長野県	東京	埼玉県	山梨県 新潟県	富山県 岐阜県 静岡県 浜松市 名古屋府						
岐阜県	名古屋府	福井県	富山県 石川県	長野県 静岡県 浜松市 三重県 滋賀県						
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県 埼玉県	千葉県 東京都 川崎市 長野県 岐阜県 名古屋府						
滋賀県	滋賀県	京都府	富山県 山梨県	長野県 岐阜県 静岡県 静岡県 浜松市 三重県						
三重県	名古屋府	京都府	滋賀県 福井県	岐阜県 大阪府 神戸府 奈良県 和歌山県						
奈良県	京都府	福井県 兵庫県	石川県 岐阜県	名古屋府 三重県 大阪府 神戸府 奈良県						
京都府	滋賀県	兵庫県 福井県	岐阜県 名古屋府 三重県	大阪府 神戸府 奈良県 鳥取県						
大阪府	京都府	兵庫県 福井県	名古屋府 三重県	滋賀県 神戸府 奈良県 和歌山県 徳島県						
兵庫県	大阪府	京都府 岡山市	三重県	滋賀県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県						
鳥取県	京都府	滋賀県 和歌山県	名古屋府 三重県	大阪府 兵庫県 神戸府 徳島県						
和歌山県	大阪府	徳島県 高知県	三重県	滋賀県 京都府 兵庫県 神戸府 奈良県 岡山県						
鳥取県	大阪府	京都府 鳥取県	兵庫県 神戸府 岡山県	広島県 広島府 香川県						
鳥取県	広島府	京都府 鳥取県	兵庫県 神戸府 岡山県	岡山県 山口県 愛媛県						
岡山県	広島府	京都府 広島府	兵庫県 神戸府 鳥取県	鳥取県 香川県 愛媛県						
広島県	岡山県	高知県	鳥取県 島根県	岡山県 山口県 香川県 愛媛県	福岡府 北九州市					
山口県	広島府	愛媛県 高知県	鳥取県 岡山県	岡山県 広島府 福岡府 北九州市 大分県						
徳島県	大阪府	愛媛県 高知県	兵庫県 神戸府 和歌山県	岡山県 岡山府 香川県						
香川県	広島府	徳島県 高知県	大阪府 兵庫県 神戸府	岡山県 岡山府 広島府 愛媛県						
愛媛県	広島府	高知県	岡山府 山口県	徳島県 香川県 北九州市 大分県						
高知県	広島府	徳島県 愛媛県	兵庫県 神戸府	岡山県 岡山府 広島府 山口県 香川県						
福岡県	高知県	大分県	岡山府 広島府	山口県 愛媛県 佐賀県 長崎県 熊本県 宮崎県						
佐賀県	福岡府	高知県	長崎県	広島府 山口県 愛媛県	北九州市 熊本県 大分県 宮崎県					
長崎県	福岡府	高知県	大分県	広島府 山口県 北九州市 佐賀県	熊本県 宮崎県 鹿児島県					
熊本県	福岡府	高知県	大分県	広島府 山口県 佐賀県	宮崎県 鹿児島県					
大分県	福岡府	愛媛県 高知県	広島府 山口県	北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 宮崎県						
宮崎県	福岡府	高知県	鹿児島県	広島府 愛媛県	北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県					
鹿児島県	福岡府	高知県	宮崎県	広島府 愛媛県	北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県					
沖縄県	福岡府	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県					

※ 東京:東京消防庁を示す。
 ※ 消防庁へりを使用している航空隊:宮城県、東京都、埼玉県、東京都、高知県
 注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表C(第一次出動航空小隊) (第11条関係)

実務担当都道府県	第一次出動航空小隊									
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県 宮城県	岩手県 仙台市 秋田県	山形県 福島県 茨城県	栃木県 新潟県					
青森県	仙台市	宮城県	北海道 札幌市 秋田県	山形県 福島県 栃木県	新潟県					
岩手県	仙台市	青森県 宮城県	北海道 札幌市 秋田県	山形県 福島県 栃木県	新潟県					
宮城県	岩手県	山形県	青森県 秋田県 福島県 茨城県	栃木県 埼玉県 新潟県						
秋田県	仙台市	岩手県 宮城県	北海道 札幌市 青森県	山形県 福島県 栃木県	新潟県					
山形県	仙台市	岩手県 宮城県	青森県 秋田県 福島県 茨城県	栃木県 新潟県						
福島県	仙台市	宮城県 栃木県	岩手県 山形県 茨城県	埼玉県 東京都 新潟県						
茨城県	東京	栃木県 埼玉県	宮城県 福島県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 山梨県						
栃木県	東京	茨城県 埼玉県	宮城県 福島県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 山梨県						
埼玉県	東京	栃木県 埼玉県	茨城県 千葉県 横浜市 川崎市	新潟県 山梨県 長野県						
千葉県	東京	茨城県 埼玉県	栃木県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 山梨県 長野県 静岡県						
東京都	埼玉県	山梨県	茨城県 栃木県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 長野県 静岡県						
神奈川県	埼玉県	山梨県	茨城県 栃木県 埼玉県	千葉県 横浜市 川崎市 長野県 静岡県						
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県 宮城県	山形県 福島県 栃木県 茨城県	東京都 長野県 静岡県					
富山県	名古屋府	埼玉県	新潟県	東京都 山梨県 長野県 岐阜県 京都府						
石川県	名古屋府	埼玉県	富山県 福井県	長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 京都府						
福井県	京都府	富山県 滋賀県	石川県 岐阜県 静岡県	名古屋府 三重県 大阪府 神戸府						
山梨県	東京	埼玉県	静岡県 栃木県	横浜市 長野県 静岡県 浜松市						
長野県	東京	埼玉県	山梨県 新潟県	富山県 岐阜県 静岡県 浜松市 名古屋府						
岐阜県	名古屋府	福井県	富山県 石川県	長野県 静岡県 浜松市 三重県 滋賀県						
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県 埼玉県	千葉県 東京都 川崎市 長野県 岐阜県 名古屋府						
滋賀県	滋賀県	京都府	富山県 山梨県	長野県 岐阜県 静岡県 静岡県 浜松市 三重県						
三重県	名古屋府	京都府	滋賀県 福井県	岐阜県 大阪府 神戸府 奈良県 和歌山県						
奈良県	京都府	福井県 兵庫県	石川県 岐阜県	名古屋府 三重県 大阪府 神戸府 奈良県						
京都府	滋賀県	兵庫県 福井県	岐阜県 名古屋府 三重県	大阪府 神戸府 奈良県 鳥取県						
大阪府	京都府	兵庫県 福井県	名古屋府 三重県	滋賀県 神戸府 奈良県 和歌山県 徳島県						
兵庫県	大阪府	京都府 岡山市	三重県	滋賀県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県						
鳥取県	京都府	滋賀県 和歌山県	名古屋府 三重県	大阪府 兵庫県 神戸府 徳島県						
和歌山県	大阪府	徳島県 高知県	三重県	滋賀県 京都府 兵庫県 神戸府 奈良県 岡山県						
鳥取県	大阪府	京都府 鳥取県	兵庫県 神戸府 岡山県	岡山県 岡山府 香川県						
鳥取県	広島府	京都府 鳥取県	兵庫県 神戸府 岡山県	岡山県 山口県 愛媛県						
岡山県	広島府	京都府 広島府	兵庫県 神戸府 鳥取県	鳥取県 香川県 愛媛県						
広島県	岡山県	高知県	鳥取県 島根県	岡山県 山口県 香川県 愛媛県	福岡府 北九州市					
山口県	広島府	愛媛県 高知県	鳥取県 岡山県	岡山県 広島府 福岡府 北九州市 大分県						
徳島県	大阪府	愛媛県 高知県	兵庫県 神戸府 和歌山県	岡山県 岡山府 香川県						
香川県	広島府	徳島県 高知県	大阪府 兵庫県 神戸府	岡山県 岡山府 広島府 愛媛県						
愛媛県	広島府	高知県	岡山府 山口県	徳島県 香川県 北九州市 大分県						
高知県	広島府	徳島県 愛媛県	兵庫県 神戸府	岡山県 岡山府 広島府 山口県 香川県						
福岡県	高知県	大分県	岡山府 広島府	山口県 愛媛県 佐賀県 長崎県 熊本県 宮崎県						
佐賀県	福岡府	高知県	長崎県	広島府 山口県 愛媛県	北九州市 熊本県 大分県 宮崎県					
長崎県	福岡府	高知県	大分県	広島府 山口県 北九州市 佐賀県	熊本県 宮崎県 鹿児島県					
熊本県	福岡府	高知県	大分県	広島府 山口県 佐賀県	宮崎県 鹿児島県					
大分県	福岡府	愛媛県 高知県	広島府 山口県	北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 宮崎県						
宮崎県	福岡府	高知県	鹿児島県	広島府 愛媛県	北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県					
鹿児島県	福岡府	高知県	宮崎県	広島府 愛媛県	北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県					
沖縄県	福岡府	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県					

※ 東京:東京消防庁を示す。
 ※ 消防庁へりを使用している航空隊:宮城県、東京都、埼玉県、東京都、高知県
 注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

送付先:							
------	--	--	--	--	--	--	--

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。
また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	○○ 年 月 日 時 分
災害の状況	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 石油コンビナート等

1 ページ

都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		

部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援部隊※1	
航空部隊	
航空小隊※1	
航空後方支援小隊※1	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援部隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

送付先:							
------	--	--	--	--	--	--	--

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。
また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	○○ 年 月 日 時 分
災害の状況	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 石油コンビナート等

都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		

部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援部隊※1	
航空部隊	
航空小隊※1	
航空後方支援小隊※1	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援部隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告書 (都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	時 分 <small>(統合機動部隊)</small> 時 分 <small>(都道府県大隊)</small>

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊装備小隊 震災対応特殊車両小隊	()	()	()	()	重機: 台
その他の特殊装備小隊	()	()	()	()	中型水陸両用車: 台
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合計	()	()	()	()	
----	-----	-----	-----	-----	--

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告書 (都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊装備小隊 震災対応特殊車両小隊	()	()	()	()	重機: 台
その他の特殊装備小隊	()	()	()	()	中型水陸両用車: 台
	()	()	()	()	
	()	()	()	()	

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合計	()	()	()	()	
----	-----	-----	-----	-----	--

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動準備の解除連絡

送信時間 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【航空小隊】
	【統合機動部隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動準備の解除連絡

送信時間 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【都道府県大隊】
	【航空小隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-1

(第6条、第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }送付先:

--	--	--	--	--	--

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
災害の状況	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 石油コンビナート等
出動区分	求め 指示 (求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
アクションプラン又は運用計画	適用 () 非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	応援先 進出拠点
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊	応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-1

(第6条、第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }送付先:

--	--	--	--	--	--

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
災害名	
災害の状況	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 石油コンビナート等
出動区分	求め 指示 (求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
アクションプラン又は運用計画	適用 () 非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	応援先 進出拠点
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊	応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-3 (第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
 応援市町村の長 }
 送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め	指示	<small>(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)</small>
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		

・都道府県大隊

対象	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
※いずれかに●		
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現在の出動先	都道府県	市区町村
▼		
部隊移動先	都道府県	市区町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-3 (第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
 応援市町村の長 }
 送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め	指示	<small>(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)</small>
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
※いずれかに●		
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現在の出動先	都道府県	市区町村
▼		
部隊移動先	都道府県	市区町村

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	統合機動部隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先	都道府県	市区 町村
--------	------	----------



部隊移動先	都道府県	市区 町村
-------	------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部隊移動区分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指示日時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む)

対象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先	都道府県	市区 町村
--------	------	----------



部隊移動先	都道府県	市区 町村
-------	------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の運用に関する要綱（新旧対照表）

新	旧
<p>(統合機動部隊の編成)</p> <p>第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を<u>中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。</u></p> <p>(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。</p> <p>(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)統合機動部隊」と呼称する。</p> <p>(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。</p> <p>(指揮本部の設置)</p> <p>第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</p> <p>2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集に関すること。</p> <p>(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動ス</p>	<p>(統合機動部隊の編成)</p> <p>第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。</p> <p>(1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。</p> <p>(2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。</p> <p>(3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。</p> <p>(4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県)統合機動部隊」と呼称する。</p> <p>(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。</p> <p>(指揮本部の設置)</p> <p>第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</p> <p>2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1) 被害情報の収集に関すること。</p>

ケジュールを含む。）に関すること。

- (3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。

- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

積極的に情報収集を行うものとする。

3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。

4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大対本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（抄）

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都	新潟県	
茨城県	東京都	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
栃木県	東京都	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
群馬県	東京都	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京都	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
千葉県	東京都	茨城県	埼玉県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	長野県	静岡県	静岡県
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京都	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京都	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	静岡県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京都	埼玉県	静岡県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	長野県	静岡市	浜松市	
長野県	東京都	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	福井県	京都市	富山県	石川県	長野県	静岡市	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	群馬県	千葉県	東京都	川崎市	長野県	岐阜県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡市	静岡市	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	浜松市	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	福井県	兵庫県	石川県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	福井県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	鳥根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
鳥根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	鳥根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊:宮城県、東京都、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	出動準備航空小隊											
北海道	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
青森県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
岩手県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市
宮城県	北海道	札幌市	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
秋田県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
山形県	北海道	札幌市	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡市
富山県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡市	浜松市	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	群馬県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京	横浜市	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	群馬県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県
京都府	東京	富山県	石川県	静岡県	静岡市	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	高知県
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京	富山県	石川県	福井県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	名古屋市	鳥取県	岡山県	広島市	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県
島根県	東京	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県
岡山県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	佐賀県
愛媛県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

送付先:

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	○○ 年 月 日	時 分頃
災害発生場所	都道 府県	市区 町村
依頼日時 <small>(出動可能隊数報告、出動準備)</small>	○○ 年 月 日	時 分
災害名		
災害の状況		
<small>原子力施設・石油コンビナートの有無</small>	原子力施設等	石油コンビナート等

・都道府県大隊

対象 <small>※いずれかに●</small>	出動可能な全隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
編成に係る連絡事項	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1	
	航空後方支援小隊※1	
	統合機動部隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	(統合機動部隊) 時 分
		(都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	()	()	()	()		
消火小隊	()	()	()	()		
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台	
救急小隊	()	()	()	()		
後方支援小隊	()	()	()	()		
通信支援小隊	()	()	()	()		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	()	中型水陸両用車: 台
	()	()	()	()		
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】						
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台						
合 計	()	()	()	()		

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動準備の解除連絡

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 }
消 防 長 } 殿

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	○○ 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
【航空小隊】	
【統合機動部隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日			時	分		
災害発生場所	都道府県				市区町村		
災害名							
災害の状況							
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等					石油コンビナート等	
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)				
アクションプラン又は運用計画	適用 ()					非適用	
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日			時	分		

・都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等		
指揮支援部隊	統括指揮支援隊			
	指揮支援隊			
	航空指揮支援隊	応援先	進出拠点	
航空部隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
統合機動部隊				
エネルギー・産業基盤災害即応部隊				
NBC災害即応部隊				
土砂・風水害機動支援部隊		応援先	進出拠点	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長
 送付先:

殿

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め	指示	<small>(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)</small>
求め又は指示日時	〇〇	年	月 日 時 分

・都道府県大隊

対象 <small>※いずれかに●</small>	<input type="checkbox"/> 全隊	<input type="checkbox"/> 一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

	部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
	統合機動部隊	
	エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊	
	土砂・風水害機動支援部隊	

現在の出動先	都道府県	市区町村
--------	------	------



部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部 隊 名		連 絡 事 項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

現 在 の 出 動 先	都 道 府 県	市 区 町 村
-------------	---------	---------



部 隊 移 動 先	都 道 府 県	市 区 町 村
-----------	---------	---------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の運用に関する要綱（抄）

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- （2）統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- （3）統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- （4）統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）統合機動部隊」と呼称する。
- （5）統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

（指揮本部の設置）

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- （1）被害情報の収集に関すること。
- （2）緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。
- （3）被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- （4）緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- （5）その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

（指揮支援部隊の出動）

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

（指揮体制）

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、

指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。

3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。

4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大対本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。